

長野県議会議員選挙は 4月9日(日) 投票です！ 下諏訪町議会議員選挙は 4月23日(日)



任期満了に伴う長野県議会議員一般選挙が4月9日に、下諏訪町議会議員一般選挙が4月23日に行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会です。忘れずに投票しましょう。

■ 長野県議会議員一般選挙

○投票日：令和5年4月9日(日) ○告示日：令和5年3月31日(金)

○期日前投票期間：令和5年4月1日(土)～4月8日(土)

○投票できる人

- ・日本国民であること。
- ・満18歳以上であること。(平成17年4月10日までに生まれた人)
- ・引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。(令和4年12月30日までに転入届をした人)

※今までお住まいの市町村から転出し、県内の他市町村へ転入された方は、転出・転入の時期によって、投票できる場所が異なりますので、次の表によりご確認ください。

	届出の日	投票場所・選挙権の有無		
		下諏訪町で投票できる	旧住所地で投票できる	投票できない
他の都道府県から転入された方	令和4年12月30日以前	○		
	令和4年12月31日以後			○
長野県内の他の市町村から転入された方	令和4年12月30日以前	○		
	令和4年12月31日以後		○※	

※投票する際に、最寄りの市町村が発行する「引き続き長野県内に住所を有する旨の証明書」が必要です。なお、期日前投票を行う際にも、この証明書が必要になります。

■ 下諏訪町議会議員一般選挙

○投票日：令和5年4月23日(日) ○告示日：令和5年4月18日(火)

○期日前投票期間：令和5年4月19日(水)～4月22日(土)

○投票できる人

- ・日本国民であること。
- ・満18歳以上であること。(平成17年4月24日までに生まれた人)
- ・引き続き3か月以上、下諏訪町の区域内に住所のあること。(令和5年1月17日までに転入届をした人)

<投票日当日に投票するとき>

投票時間は、午前7時から午後8時までです。入場券に記載された投票所へ、入場券を持ってお出かけください。万一、入場券を紛失されても投票できますので、投票所でその旨をお申し出ください。

<期日前投票をするとき>

投票日当日、次の事由に該当すると見込まれる場合は、上記期間中、期日前投票所（下諏訪総合文化センターロビー）において、午前8時30分から午後8時まで期日前投票ができます。入場券を持参の上、係員の指示に従って投票してください。

- ・仕事や冠婚葬祭などの予定がある場合
- ・旅行や用事などで出かける場合
- ・病気や出産、身体の障害などのために歩行が困難な場合 など

<選挙公報の配布について>

選挙時に選挙管理委員会が発行する候補者の氏名、経歴、政見などが記載された選挙公報を、投票日の2日前までに町内会長を通じて各世帯に配布します。

町内会からの文書が届かない方で、郵送による配布を希望される方は、下諏訪町選挙管理委員会まで電話でお申し込みください。